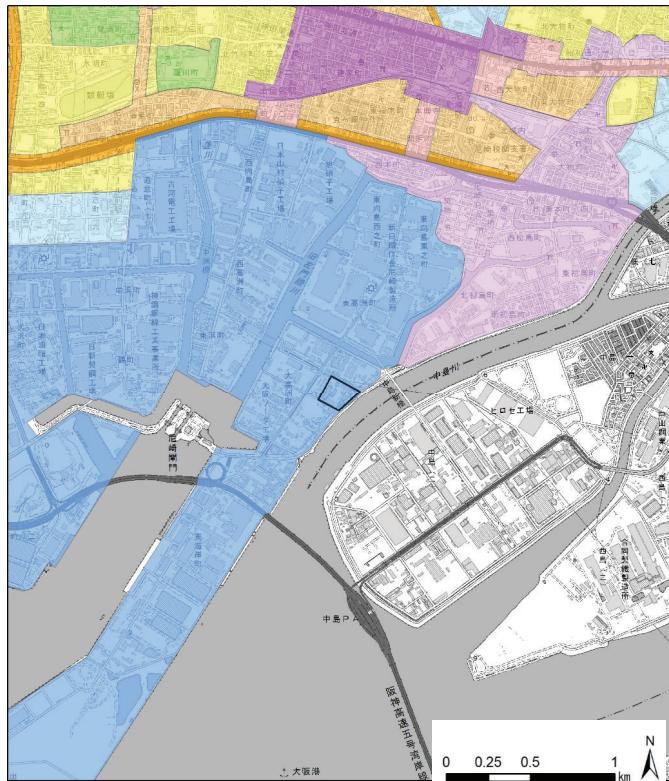


主な地域の概況②（都市計画法による主な指定地域）

準備書p.3-31

用途地域



出典：「尼崎市都市計画図・指定図」
(尼崎市Webサイト)

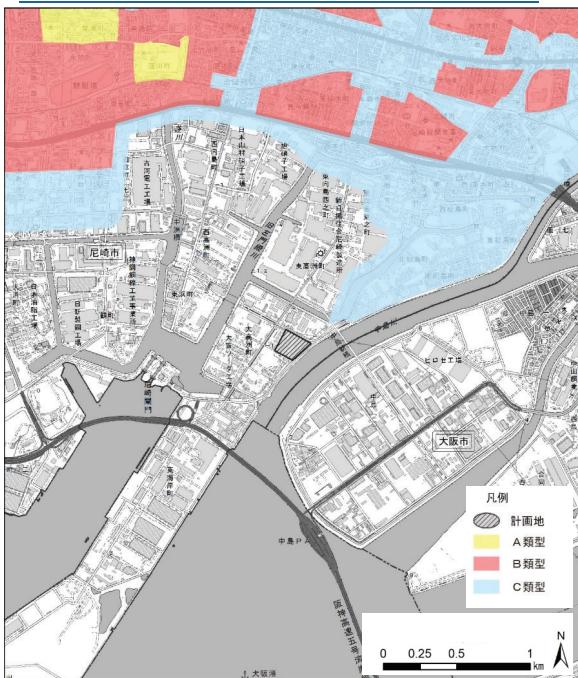
調査対象区域（計画地の周辺）は用途地域が指定されており、計画地は工業専用地域に指定されている。

16

主な地域の概況③（環境法令による主な指定区域）

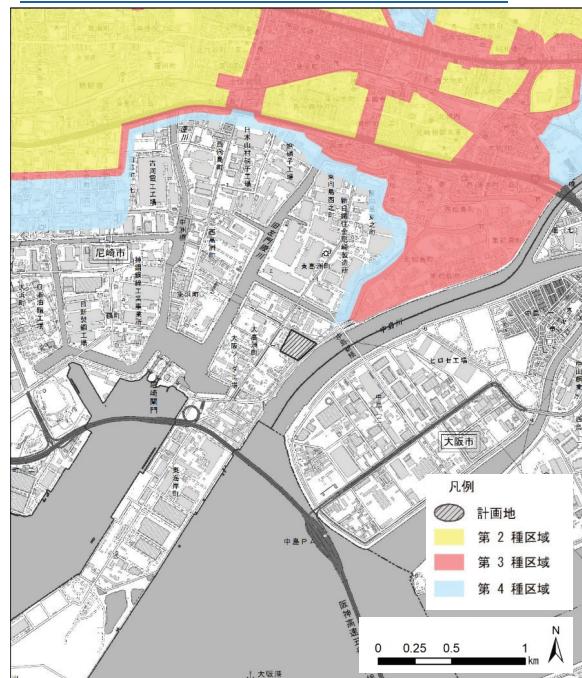
準備書p.3-68,72

騒音（環境基本法・騒音環境類型）



出典：「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」
(平成11年兵庫県告示第566号、最終改正：平成24年兵庫県告示第386号)

騒音（騒音規制法・特定工場等）



出典：「騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について」
(平成13年尼崎市告示第95号、最終改正：平成30年尼崎市告示第143号)
「騒音規制区域図平成30年3月27日版」(尼崎市Webサイト)

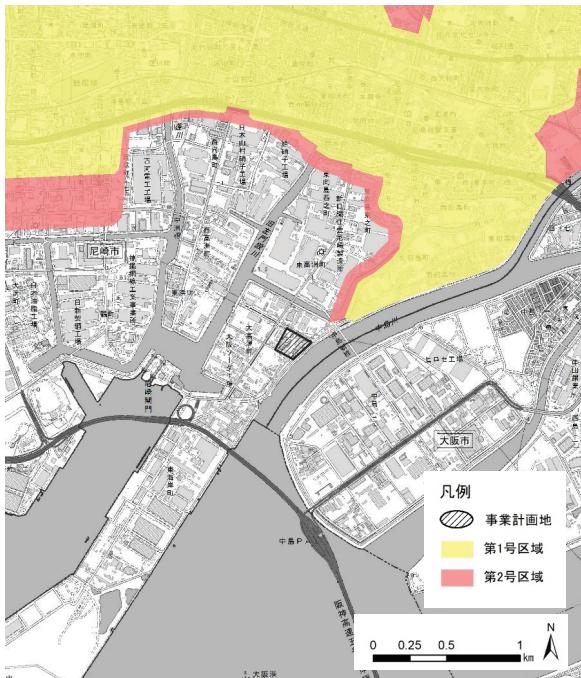
調査対象区域（計画地の周辺）には、騒音について、環境基準の地域の類型や規制地域が指定されているが、計画地にはない。

17

主な地域の概況③（環境法令による主な指定区域）

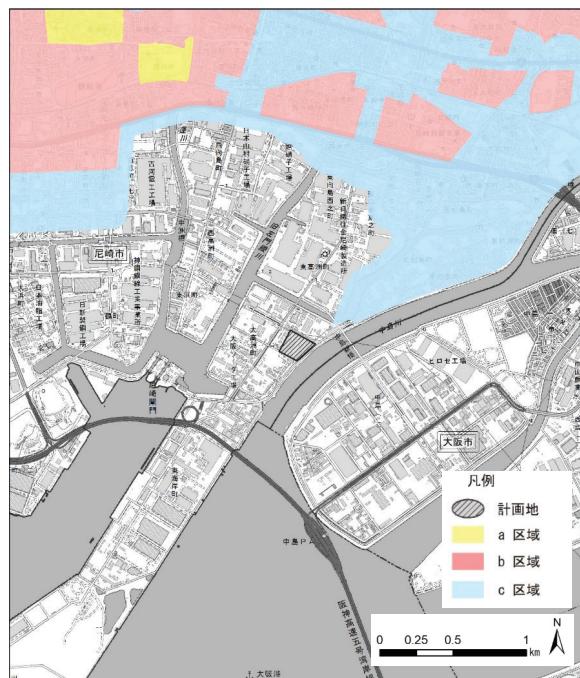
準備書p.3-73,74

騒音（騒音規制法・特定建設作業）



出典：「騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について」
 (平成13年尼崎市告示第95号、最終改正：平成30年尼崎市告示第143号)
 「騒音規制区域図平成30年3月27日版」(尼崎市Webサイト)

騒音（騒音規制法・自動車騒音要請限度）



調査対象区域（計画地の周辺）には、騒音について規制する地域が指定されているが、計画地にはない。

18

主な地域の概況④（環境法令による主な指定区域）

準備書p.3-111～113

景観（尼崎市緑の基本計画、地域景観形成等基本計画、尼崎市都市美形成計画）

概要		
計画		
尼崎市緑の基本計画	地域らしい緑のまちづくり	阪急沿線地域 JR・阪神沿線地域 臨海地域
		豊かな自然環境を育み、暮らしにうるおいを与える緑 歴史とにぎわいと下町の風情を感じる緑 人の交流を生き、産業と共生する環境創造の緑
地域景観形成等基本計画	策定地域	<ul style="list-style-type: none"> 西播磨地域 地域景観マスター・プラン (相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町の全域) 丹波地域 地域景観マスター・プラン (篠山市、丹波市の全域) <p>※本計画地は対象外</p>
	地域景観の目標	地域景観の特徴を踏まえた景観形成の基本的な考え方方が示されている。
計画の区域		
尼崎市都市美形成計画	尼崎市全域	
	基本方針	「まちなみ景観」 (まとまりのある景観の広がり) ・用途地域による景観類型 ・地区計画 (形態意匠制限を定めている地区) ・歴史的景観を備えた地域
		「まちどおり景観」 (つながりのある景観が連続的に展開するもの) ・幹線道路等沿道 ・鉄道沿線 ・市街地内河川・運河・海岸沿い
		「まちかど景観」 (周囲からきわだった景観を呈する拠点であり、都市や地域のシンボル) ・主要駅周辺地域 ・都市美形成建築物等 ・公共建築

景観に関する計画として、「尼崎市緑の基本計画」、「地域景観形成等基本計画」、「尼崎市都市美形成計画」があり、地域の特徴を踏まえた、緑化の基準や景観形成について示されている。

19

植生分布



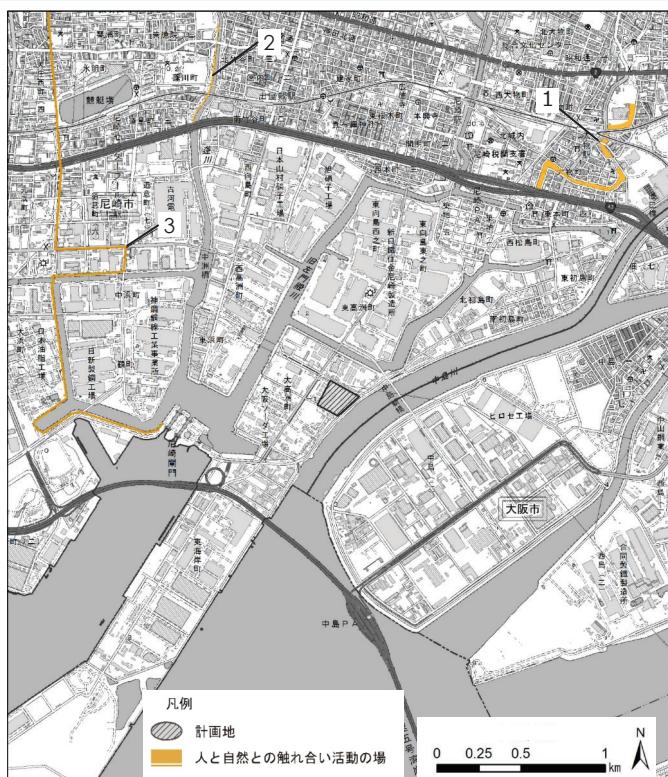
- 調査対象区域は、南側に大阪湾が位置し、陸域の大部分は工場地帯及び市街地であり、一部が路傍・空地雑草群落やゴルフ場・芝地となっている。
- 埋立地上にあり、「第4回自然環境保全基礎調査 兵庫県自然環境情報図」（平成7年、環境庁）によると特筆すべき動植物は存在しない。
- 自然環境の保全上貴重な種は確認されておらず、確認されたほとんどの種は、大阪湾を含む瀬戸内海域においても広く分布しているものであった。

20

人と自然との触れ合い活動の場

No.	名称	種類	出典
1	大物川緑地	緑地・桜並木	①
2	蓬川緑地	緑地・桜並木	①
3	人工の光で野菜作り、尼崎の水郷めぐり	ウォーキングコース	②

出典：①「施設案内」（尼崎市Webサイト）
②「ワンポイントお勧めマップーウォーキングで健康づくりー」



調査対象区域（計画地の周辺）には、桜並木を散策できる「大物川緑地」及び桜や梅が植えられている「蓬川緑地」がある。また、元浜緑地、祇園緑地などを通過し、港湾部へ至るウォーキングコース「人工の光で野菜作り、尼崎の水郷めぐり」などが整備されている。

21

3. 事前環境配慮の内容

22

事前環境配慮の内容

| 準備書p.4-1~5

区分		準備書段階	実施計画書段階
a 早い段階において事業計画に反映するもの	水質及び底質	施設からの排水（プラント排水・生活排水）については、高度処理技術の導入等、適切な措置を講じるとともに、 現有施設 よりも排水の水質を改善し、排水量を約1/10以下とする計画であり、汚濁負荷量を可能な限り低減させ、環境への負荷の低減に努める。	施設からの排水（プラント排水・生活排水）については、高度処理技術の導入等、適切な措置を講じるとともに、既存施設よりも排水の水質を改善し、排水量を約1/10以下とする計画であり、汚濁負荷量を可能な限り低減させ、環境への負荷の低減に努める。
b 事業計画の進捗に応じて検討していくもの	事業計画地の選定	対象事業は現有の焼却施設、リサイクル施設及びし尿処理施設を集約・建設するものである。事業計画地は現有施設内であるが、施設規模等の計画決定においては、尼崎市環境基本計画及びまちづくりに関する各種方針等 と整合した計画としている。	対象事業は現有の焼却施設、リサイクル施設及びし尿処理施設を集約・建設するものである。事業計画地は現有施設内であるが、施設規模等の計画決定においては、尼崎市環境基本計画及びまちづくりに関する各種方針等を考慮する。
	周辺地域との調和	周辺地域の生活環境及び自然環境に可能な限り配慮するとともに、 「尼崎市都市美形成計画」と整合を図り、建物等の意匠、色彩、緑化措置等の具体的な検討に当たっては、周辺の都市景観との調和に配慮する。	周辺地域の生活環境及び自然環境にできる限り配慮するとともに、町並みとも調和した計画とする。

注) 赤字下線は、実施計画書の段階から変更した内容を示す。

23

事前環境配慮の内容

準備書p.4-1～5

区分		準備書段階	実施計画書段階
b 事業計画の進捗に応じて検討していくもの	事業計画区域に係る配慮	粉じんの飛散については散水や工事用車両のタイヤ洗浄等により、騒音・振動の発生については低騒音・低振動型の建設機械を極力使用することにより防止する。建設・解体工事において発生する濁水は水質汚濁防止法に準じて適正に処理する。 建設系廃棄物・残土については、本環境影響評価の予測・評価結果を踏まえ、発生抑制、再利用及び適正処理に努める。	粉じんの飛散については散水や工事用車両のタイヤ洗浄等により、騒音・振動の発生については低騒音・低振動型の建設機械を極力使用することにより防止する。建設・解体工事において発生する濁水は水質汚濁防止法に準じて適正に処理する。 また、建設系廃棄物・残土については、発生抑制、再利用及び適正処理に努める。
	大気質	本環境影響評価において大気質の影響について検討を行っており、施設計画においては、その検討結果を勘案し、高効率の排ガス処理設備を採用し、排ガス中に含まれる大気汚染物質の排出を抑制する計画である。	大気汚染物質の影響については、高効率の排ガス処理設備を採用し、排ガス中に含まれる大気汚染物質の排出を抑制する計画としているが、今後の環境影響評価を踏まえて検討を行う。
	騒音、振動及び低周波音	本環境影響評価において、騒音・振動の影響について検討を行っており、施設計画においては、その検討結果を勘案し、低騒音型、低振動型の機器を採用する等、環境の保全に配慮する計画である。	騒音・振動等の発生については、低騒音型、低振動型の機器を採用する等、環境の保全に配慮する計画としているが、今後の環境影響評価を踏まえて検討を行う。

注) 赤字下線は、実施計画書の段階から変更した内容を示す。

24

事前環境配慮の内容

準備書p.4-1～5

区分		準備書段階	実施計画書段階
b 事業計画の進捗に応じて検討していくもの	悪臭	施設から発生する臭いについては、「施設内を負圧に保ち、ごみピットからの臭気の漏れ出しを防ぐ」、「施設稼働時にごみピット内の空気を燃焼用空気として引き込み焼却炉内で高温分解する」などの措置を行い、悪臭の排出を抑制する計画とする。	悪臭の影響については、適切な施設配置、高効率の処理技術の導入検討等により悪臭の排出を抑制する計画としているが、今後の環境影響評価を踏まえて検討を行う。
	地下水質及び土壤汚染	有害物質の使用に当たっては、 周囲への飛散がないよう配慮するとともに、浸透防止措置を施す等により、地表面等への飛散・流失の防止に努める。	有害物質の使用に当たっては、浸透防止措置を施す等により、地表面等への飛散・流失の防止に努める。
	廃棄物	発生する廃棄物の処理に当たっては、事業計画区域周辺の生活環境を考慮し、 適切な分別保管場所を確保するとともに、環境に影響のないよう必要に応じて建屋内に保管するなど適正に処理する。	発生する廃棄物の処理に当たっては、事業計画区域周辺の生活環境を考慮し、環境に影響のないよう適正に処理する。
	植物、動物及び生態系	対象事業は現有の焼却施設、リサイクル施設及びし尿処理施設を現有施設敷地内に集約・建設するものであり、新たな土地の改変は行わない。また、事業計画地及びその周辺は工業専用地域であり、主要な動植物の生息地はない。	対象事業は現有の焼却施設、リサイクル施設及びし尿処理施設を現有施設敷地内に集約・建設するものであり、新たな土地の改変は行わない。また、事業計画地及びその周辺は工業専用地域であり、主要な動植物の生息地はない。

注) 赤字下線は、実施計画書の段階から変更した内容を示す。

25

事前環境配慮の内容

準備書p.4-1～5

区分		準備書段階	実施計画書段階
b 事業計画の進捗に応じて検討していくもの	植物、動物及び生態系	計画地内のはばすべてを施設用地として効果的に活用する計画であるが、利用可能なスペースについては、 <u>「尼崎市工場立地法の特例措置及び景観と環境に配慮した工場緑化等の推進に関する条例」及び兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、可能な限り地域植生への影響を配慮した緑化等に努める。</u>	なお、計画地内のはばすべてを施設用地として効果的に活用する計画であるが、利用可能なスペースについては、兵庫県環境の保全と創造に関する条例に基づき、可能な限り緑化に努める。
	植物、動物及び生態系	対象事業は現有の焼却施設、リサイクル施設及びし尿処理施設を現有施設敷地内に集約、建設するものであり、新たな土地の改変は行わない。	対象事業は現有の焼却施設、リサイクル施設及びし尿処理施設を現有施設敷地内に集約、建設するものであり、新たな土地の改変は行わない。
	資源循環及び地球温暖化	計画地内のはばすべてを施設用地として効果的に活用する計画であり、利用可能なスペースにおいては、 <u>「尼崎市工場立地法の特例措置及び景観と環境に配慮した工場緑化等の推進に関する条例」及び兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、可能な限り地域植生への影響を配慮した緑化等に努める。</u>	なお、計画地内のはばすべてを施設用地として効果的に活用する計画であるが、利用可能なスペースについては、兵庫県環境の保全と創造に関する条例に基づき、可能な限り緑化に努める。

注) 赤字下線は、実施計画書の段階から変更した内容を示す。

26

事前環境配慮の内容

準備書p.4-1～5

区分		準備書段階	実施計画書段階
b 事業計画の進捗に応じて検討していくもの	資源循環及び地球温暖化	工事中、供用後に発生する廃棄物の発生抑制、再利用及び再資源化に努める。	工事中、供用後に発生する廃棄物の発生抑制、再利用及び再資源化について検討する。
	電波障害、日照及び風害	対象事業は現有の焼却施設、リサイクル施設及びし尿処理施設を現有施設敷地内に集約、建設するものであり、計画地の近隣に保全対象となる住居は存在しないが、 <u>周辺環境への配慮及び影響の低減に努める。</u>	対象事業は現有の焼却施設、リサイクル施設及びし尿処理施設を現有施設敷地内に集約、建設するものであり、また、計画地の近隣には保全対象となる住居は存在しないため、対象外とする。
	ヒートアイランド現象	建築物・工作物の建設に当たっては、プラント熱配管への断熱材使用、居室部分への断熱性の高い窓ガラス採用等の省エネルギー化に配慮する。また、対象事業では計画地内のほぼすべてを施設用地として効果的に活用する計画であるが、利用可能なスペースについては、 <u>「尼崎市工場立地法の特例措置及び景観と環境に配慮した工場緑化等の推進に関する条例」及び兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、可能な限り緑化等に努める。</u>	建築物・工作物の建設に当たっては、プラント熱配管への断熱材使用、居室部分への断熱性の高い窓ガラス採用等の省エネルギー化に配慮する。また、対象事業では計画地内のほぼすべてを施設用地として効果的に活用する計画であるが、利用可能なスペースについては、兵庫県環境の保全と創造に関する条例に基づき、可能な限り緑化に努める。
	景観及び文化財	<u>良好な都市環境を確保するため、周辺景観との調和へ配慮し、施設計画として緑化計画を検討している。環境影響評価ではフォトモンタージュを作成し、影響の程度を確認した。その結果を踏まえ、さらなる詳細計画の検討を進める。</u>	景観への影響については、良好な都市環境を確保するため、今後の環境影響評価を踏まえて検討を行う。

注) 赤字下線は、実施計画書の段階から変更した内容を示す。

27

区分		準備書段階	実施計画書段階
c 事業の特性等から配慮できないもの ↓ b 事業計画の進捗に応じて検討していくもの	人と自然とのふれあい活動の場	対象事業では公園・広場・ビオトープその他の人と自然とのふれあい活動の場の整備はないははないが、 外構部に可能な範囲で自然素材を利用するなど身近な自然環境の創造にも配慮する。	対象事業では公園・広場・ビオトープその他の人と自然とのふれあい活動の場の整備はないことから、対象外とする。

注1) 赤字下線は、実施計画書の段階から変更した内容を示す。

注2) 青字下線は、評価書において修正予定の内容を示す。

4. 実施計画書に対する意見の概要と事業者の見解

市長意見およびそれに対する事業者の見解

項目	意見等の内容	事業者の見解
全般的事項	現時点では、工事の工程や施設・設備の構造・配置、焼却施設の規模などの詳細な条件が決定していないことから、これらの条件を可能な限り明らかにしたうえで、環境影響評価を実施するとともに、実行可能な範囲でできる限り環境負荷を回避・低減するための措置を検討すること。なお、環境影響評価の実施までに事業特性が定まらないものがある場合には、最も環境影響が大きくなる条件等を含め様々な選択肢を想定して、環境影響評価を実施すること。	本事業では、メーカーヒアリング結果を踏まえ、工事の工程や施設・設備の構造・配置、焼却施設の規模などの条件を可能な限り詳細に設定し、また不確定なものについては安全側の予測条件の設定に努め、予測・評価を実施し、環境負荷を回避・低減するための措置を検討した。
	既存のごみ処理施設の建て替えであることや事業予定地が工業専用地域（周辺に住環境がない）であること、過去からの苦情の有無等にとらわれることなく、事業計画の策定に伴い、新たな環境影響が生じるおそれがあることが明らかとなった場合には、必要に応じて、手法の見直しや追加的な項目の選定を行うこと。	環境創造要因について技術指針との整合を踏まえ見直しを行った。また、事業計画の進捗を踏まえて新たな環境影響の有無について検討した結果、新たに追加した項目はない。
	環境影響評価項目を保全措置項目として区分する場合には、環境影響が軽微である、又は類似事例により影響の程度が明らかであるなど、その理由・根拠を示すことが必要であることに留意し、事業の実施により生じるおそれのある環境影響とこれらを回避・低減するための措置を具体的に示すこと。	事業の実施により生じるおそれのある影響の程度を可能な限り示せるよう、保全措置項目のうち、施設稼働時の排水については、定量的な観点で影響の程度を示し、準備書で掲載した。 保全措置項目については、影響要因及び環境影響と、その影響を回避・低減するための措置について、各項目内で示した。

実施計画書に対する意見と事業者の見解②

項目	意見等の内容	事業者の見解
全般的事項	環境保全の観点からよりよい事業とするため、地域住民の意向を積極的に把握するための措置を講じるとともに、その内容を十分考慮し、必要に応じて事業計画に反映させること。	環境影響評価手続きにおける住民説明会の開催については、市報ほか市広報媒体を広く活用して周知する。住民説明会、一般市民からの意見書として出された意見について、環境配慮の観点から本事業に反映できる内容については、事業計画へ反映する。また、関連事業である第3工場跡地整備事業を進める中で近隣事業所や地域住民から意見を出された場合は、本事業に反映できる内容があった場合は、事業計画へ反映する。
	事業予定地は土壤汚染のおそれがあることから、施設の解体・建築に伴う掘削により発生する湧水等の排水の処理・管理方法とできる限り環境影響を回避・低減するための措置を具体的に示すこと。また、掘削時の地下水質の監視方法やできる限り環境影響を回避・低減するための措置を具体的に示すこと。 施設の供用時に事業予定地内において発生が想定される排水の種別を明らかにするとともに、各排水の処理工程とできる限り環境影響を回避・低減するための措置を具体的に示すこと。	事業予定地は土壤汚染のおそれがあることから、掘削の際は、鋼矢板その他の遮水性を有する構造物の設置による遮水又は掘削範囲内に設けた釜場からの排水によって地下水位を低下させて観測井戸による地下水位の管理を行なながら、帯水層へ接しない状況で掘削を進める。また、掘削により発生する湧水等については、濁水となる可能性があることから、仮設沈砂池等により水質汚濁防止法に準じた水質以下として排水する。また、処理水は定期的に計測し、処理の状況を把握する。 施設供用時の排水については、生活排水、プラント排水、し尿処理の希釈水があります。し尿処理の希釈水については、専用管を使用して下水処理施設に圧送する。 各排水の処理工程及び環境影響を回避・低減するための措置については、準備書内に記載いたしました。生活排水及びプラント排水については、排水水質濃度は水質汚濁防止法や兵庫県条例で定められた基準はもちろん、現有施設の基準（第2工場の自主基準）以下とし、排水量は最大でも現有施設（届出値：最大約800m ³ /日）の約1/10以下（60m ³ /日）とする。

実施計画書に対する意見と事業者の見解③

準備書p.5-1～3

項目	意見等の内容	事業者の見解
個別事項	工事関係車両や施設関係車両の主な走行ルートにおいて、交通渋滞が発生しやすい箇所が含まれていることから、交通渋滞を悪化させないための措置を検討するとともに、車両の走行に起因する騒音・振動をできる限り回避・低減するための措置を具体的に示すこと。	<p>ごみ収集車両については、可能な限り、現況のごみ収集車両走行台数より低減させる計画である。</p> <p>工事関係車両については、工事関係者の通勤車両を可能な限り乗り合いとし、台数の削減を図ります。また、一時的に工事関係車両がピークとなる時期については、南側ルートを併用し、交通渋滞の回避に努める。</p> <p>なお、工事関係車両及び施設関係車両は、定期点検の実施、制限速度の厳守等を実施し、車両の走行に起因する騒音・振動を可能な限り回避・低減する。</p>
	事業予定地は土壤汚染のおそれがあることから、想定する土壤汚染の状況に対して、できる限り環境影響を回避・低減するための措置を具体的に示すこと。	<p>掘削土は、可能な限り場内利用を行い、仮置きの際は土壤汚染対策法ガイドラインに準拠し、飛散防止・流出防止等の対策を実施する。</p> <p>準不透水層を貫通するような杭工事の際は、土壤汚染対策法ガイドラインに従い、ケーシングの併用等を実施しながら、汚染の可能性のある土壤の拡散防止対策を実施する。</p> <p>なお、構内道路上はアスファルト舗装、緑地下は表層50 cmを清浄土による覆土を実施する。</p>
	工事中に発生する廃棄物については、国のリサイクル関連の計画等を踏まえつつ、がれき類だけでなくプラスチック類を資源化するための措置を具体的に示すこと。	<p>建設副産物のプラスチック類資源化率は、「平成30年度建設副産物実態調査結果」（令和2年1月、国土交通省）（新築・増改築（非木造））によると、約6割です。本工事においても、同程度の資源化率を想定している。</p> <p>混合された廃棄物については、可能な限り場内分別に努め、発生する廃棄物（がれき類、廃プラスチック類含む）の再資源化の向上に努める。また、廃プラスチック類については、国のリサイクル関連の法律・計画等を踏まえつつ、既存データである再資源化約6割以上の処理業者への委託を心掛け、廃プラスチック類の再資源化の向上に努める。</p>

32

実施計画書に対する意見と事業者の見解④

準備書p.5-1～3

項目	意見等の内容	事業者の見解
個別事項	既存のごみ処理施設と同様の規模であったとしても、施設の配置等が現状と変わることには、風に関する環境も変化する可能性があるため、環境影響評価項目として選定しない理由を明らかにすること。	<p>新施設は現有施設と同程度の規模となります。施設配置については、現有施設では複数の建物であったものが集約されることとなり、建物の谷間風が生じにくくなると考える。</p> <p>尼崎市環境影響評価等に関する条例における対象事業である「建築物の建設」では「建物高さ60 m以上かつ延べ面積5万m²以上」を要件としており、この要件に準じて、本事業では風害について対象項目として選定しないこととしている</p>
	尼崎市の景観計画（尼崎市都市美形成計画）では幹線道路等沿道や河川沿いは都市美の形成上重要な地域として位置付けられているため、これらの場所からの眺望についても評価すること。	御指摘を踏まえ、東部浄化センター屋上広場（河川沿い）、中島新橋（幹線道路等沿道・河川沿い）、東高洲橋（幹線道路等沿道・河川沿い）、尼崎清掃局前交差点（幹線道路等沿道）を眺望点として追加した。
その他	施設の解体・建設に伴う粉じんや騒音等への対策を徹底するとともに、苦情等が発生した場合には適切に対応すること。	敷地境界には仮囲いを設置し、粉じん、騒音対策を実施する。また、苦情等が発生した場合には、真摯に対応する。

33

5.実施計画書の記載事項 についての修正

34

実施計画書の記載事項に係る主な修正内容

準備書p.5-4

ページ	章	項目	修正事項	修正内容及び修正理由
2-4	2章	第5節 事業の規模	事業規模の変更	事業計画を再検討し、施設規模を以下の通り変更した。 ・焼却施設 495t/日⇒447t/日 ・リサイクル施設 42t/日⇒55t/日 ・し尿処理施設17kL/日⇒19kL/日
2-6～2-13	2章	第6節 事業計画の内容 6.3 土地利用計画、施設計画、交通計画、関連事業の状況等	施設計画の更新	本環境影響評価の予測・評価に当たっては可能な限り具体的な施設計画とするため、メーカーヒアリング及び事業計画の進捗を踏まえ、施設配置図、処理フロー図及び各施設の施設規模等を更新した。
2-13～2-18、 2-24～2-26	2章	第6節 事業計画の内容 6.3 土地利用計画、施設計画、交通計画、関連事業の状況等	施設計画の更新、工事計画の追加	本環境影響評価の予測・評価に当たっては可能な限り具体的な施設計画とするため、メーカーヒアリング及び事業計画の進捗を踏まえ、建屋計画、各処理の概要、工事計画等を追記した。
2-28～2-33	2章	第6節 事業計画の内容 6.5 その他基本的な諸元	環境保全措置等の追加	本環境影響評価で検討し、実施することとした環境保全措置及び環境創造措置を記載した。
3-1～3-167	3章	対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況	既存資料の更新	準備書の作成時期を踏まえ、令和3年12月末時点の情報で既存資料を更新した。

35

ページ	章	項目	修正事項	修正内容及び修正理由
4-1～4-5	4章	事前環境配慮の内容	事前環境配慮の内容の更新	事前環境配慮の内容を事業計画及び環境影響評価手続の進捗を踏まえて再検討し、事前環境配慮の内容を更新した。
6-2～6-5	6章	第2節 環境影響評価項目	環境影響評価項目の選定理由の修正	実施計画審査書を踏まえ、環境影響評価項目の選定理由を修正した。
6-3～6-4	6章	第2節 環境影響評価項目	環境負荷要因及び環境創造要因の項目の修正	環境影響評価技術指針を踏まえ、廃棄物で取り扱うこととしていた環境創造要因を資源循環で取り扱うこととした。また、資源循環においては環境負荷要因についても取り扱うこととした。
6-9、6-11	6章	第3節 調査、予測及び評価の手法	調査地点及び予測地点の修正	第7章の現地調査地点に合わせて、調査地点及び予測地点等を修正した。

6.環境影響評価の項目

		現況調査	予測・評価					
			工事中			存在	供用	
			資材等運搬車両の走行	建設機械の稼働	施設の解体・建築		施設の存在	施設の稼働
大気質	二酸化窒素	●	●				●	●
	二酸化硫黄	●					●	
	浮遊粒子状物質	●	●				●	●
	有害物質	●					●	
騒音		●	●				●	●
振動		●	●				●	●
悪臭		●					●	
水質	水の汚れ(BOD)	●					▲	
	水の濁り(SS)	●			▲		▲	
	富栄養化(T-P、T-N)	●					▲	
	有害物質	●			▲		▲	
	水素イオン濃度	●					▲	
地下水質					▲			
土壤汚染					▲			
廃棄物					●			
資源循環					●		●■	
地球温暖化							●■	
景観		●					●	

●：環境負荷要因として項目を選定した評価項目、▲：環境負荷要因として項目を選定した保全措置項目

■：環境創造要因として項目を選定した評価項目

- ・環境負荷要因：環境負荷影響を及ぼす要因となるもの
- ・環境創造要因：良好な環境を創造する要因となるもの

※赤字は、実施計画書の段階から修正した項目を示す。

7.現地調査